



地方公共団体情報システム機構の 事業活動について

地方公共団体情報システム機構
副理事長 菅原 泰治

令和6年5月30日（木）
関西情報化維新協議会 第19回総会 講演

J-LISの事業概要

(1) マイナンバーカード等の発行

マイナンバーカード等の発行及びマイナンバーカード管理システムの運営等

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムの運営

住民基本台帳ネットワークシステムの運営(システムの運用・監視・開発・改善、本人確認情報の提供) 等

(3) 公的個人認証サービス(オンラインでの行政手続き等における本人確認のための公的サービス)の運営

公的個人認証サービスの運営(税の電子確定申告などで使用される電子証明書の発行、失効情報の作成・提供等)

(4) 総合行政ネットワーク(LGWAN：地方公共団体を相互に接続する情報通信ネットワーク)の運営

総合行政ネットワークの運営(ネットワーク監視、電子メール・共通認証等サービスの提供等)

(5) 自治体中間サーバー・プラットフォームの運営

マイナンバー制度の情報連携に係る自治体中間サーバー・プラットフォームの運営等

(6) 研究開発・調査研究の実施

住民票の写しのコンビニ交付など地方公共団体が共通に利用できる情報システムの研究開発等

(7) 教育研修の実施

地方公共団体職員を対象とした研修(自治体DX、情報セキュリティ、デジタル人材育成、資格取得支援等)の実施

(8) デジタル基盤改革に対する支援

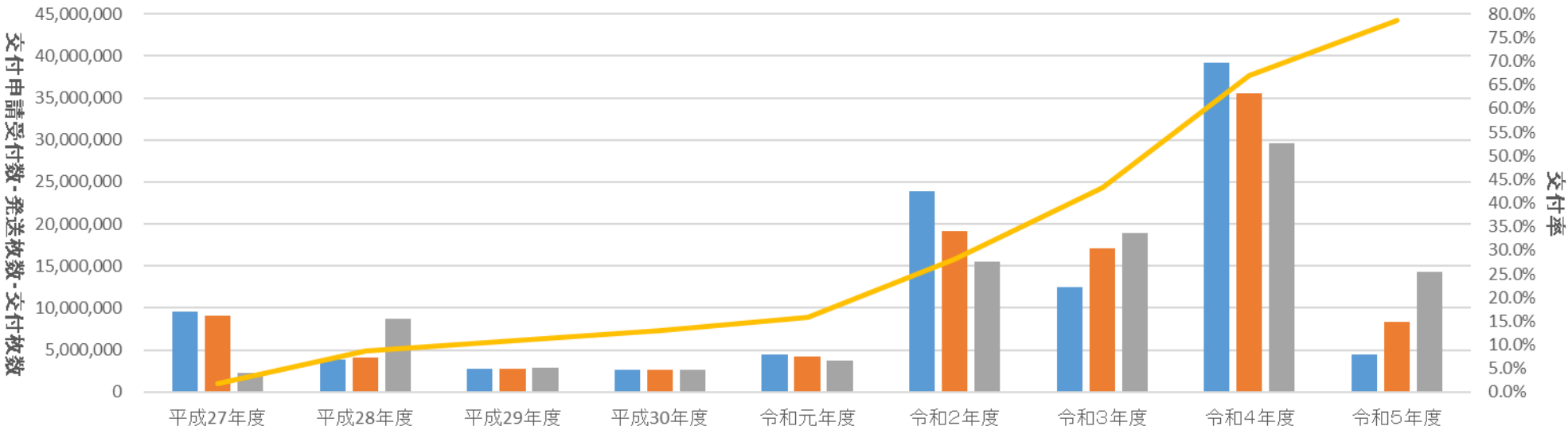
基金を活用し、地方公共団体が行う、業務システムの標準化・共通化に向けた環境整備等を支援

(9) その他の支援

地方公共団体の情報化に係る情報提供(アドバイザー派遣等)、情報セキュリティ対策支援 等

マイナンバーカードの交付申請受付状況(令和6年3月31日時点)

マイナンバーカードの申請受付状況の年度による推移



年度合計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	総合計
交付申請受付数	9,562,128	3,918,192	2,803,374	2,676,170	4,464,376	23,852,002	12,424,780	39,224,505	4,482,717	103,408,244
個人番号カード発送枚数	9,119,733	4,084,976	2,774,427	2,637,517	4,226,857	19,165,774	17,147,846	35,590,113	8,340,302	103,087,545
個人番号カード交付枚数	2,277,515	8,755,052	2,930,621	2,595,122	3,758,769	15,579,073	18,935,370	29,567,503	14,265,318	98,664,343
個人番号カード交付率	1.8%	8.6%	10.9%	12.9%	15.9%	28.2%	43.3%	67.0%	78.7%	—

※個人番号カード交付率 = 交付枚数 / 住基人口

マイナンバーカードの申請・交付状況

【令和6年5月26日（日）時点】

	累計数	1日当たり平均 (5月20日～5月26日)	1日当たり平均 (4月の1か月間)
申請受付数	112,666,277	15,339	14,703
交付枚数	99,459,506	15,765	14,759

(1日当たり平均は、土日祝日を含む)

交付率 約79.3% (交付枚数 / 令和5年1月1日時点の住基人口125,416,877人)

【参考（令和6年5月26日時点）】

保有枚数 92,530,900 (現に保有されているマイナンバーカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより、廃止されたカードの枚数を除外))

保有率 約73.8% (保有枚数 / 令和5年1月1日時点の住基人口125,416,877人)

マイナンバー情報総点検①

(1) マイナンバーの紐付け誤りとは

住基ネットの利用において、利用団体は、住基法別表記載の事務の処理のため、住基ネットを照会し、対象住民の本人確認情報を取得しているが、対象住民の個人番号（マイナンバー）が不明な場合は、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）を入力して、照会し、マイナンバー及び本人確認情報を取得している。

なお、4情報による照会では、従来、氏名（漢字、又は、かな）及び他の3情報（性別、生年月日、住所）のいずれかの最低2条件以上を指定することにより照会が可能であり、照会結果が複数名の場合は、その中から、利用団体側が対象住民を選択し、マイナンバー及び本人確認情報を取得する仕組みであった。

このため、同姓同名者や同じ家族内で対象住民を取り違える等、別人のマイナンバーを取得してしまう可能性があり、マイナンバーの紐付け誤りが発生した。

(2) これまで把握されている個人情報とマイナンバーの紐付けの誤りの原因(例)

国のマイナンバー情報総点検本部では、実際に以下のような事例が健康保険証や一部共済組合の年金事務、障害者手帳情報等であったことを把握している。

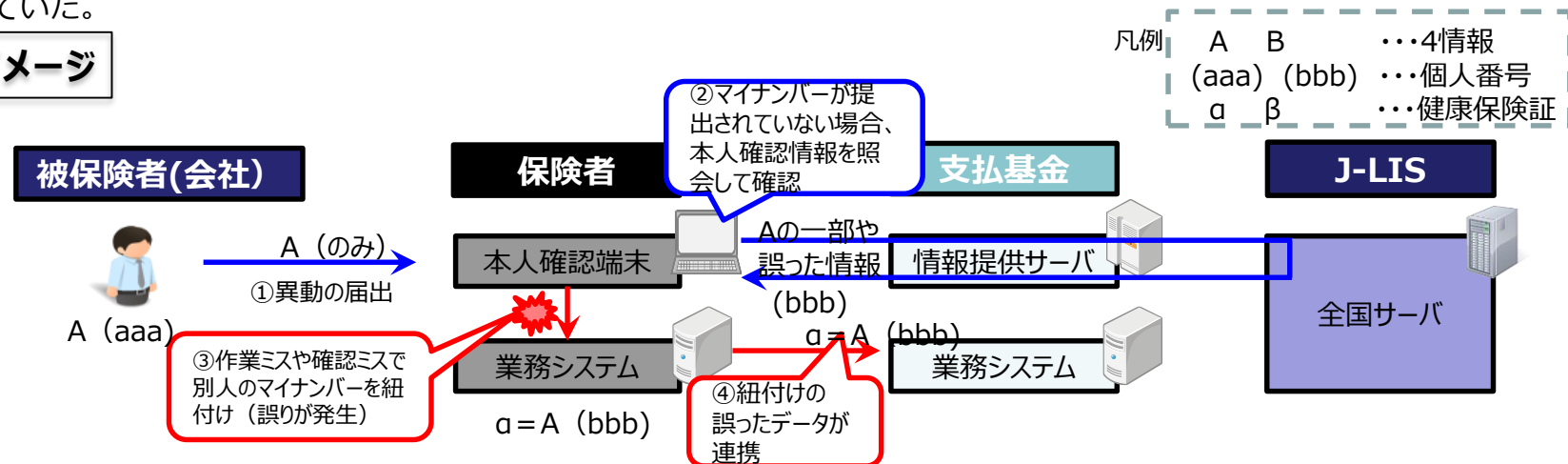
事例1)

紐付け実施機関が住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により、対象者のマイナンバーを取得する際に住所を含まないカナ氏名及び生年月日のみを用いて照会を行い、マイナンバーを取得していた。

事例2)

住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により同姓同名の情報が出力された場合、カナ氏名及び生年月日に加え、氏名、住所情報等を活用してマイナンバーを特定する必要があるが、十分な確認が行われないまま、個人情報にマイナンバーが紐付けられていた。

イメージ

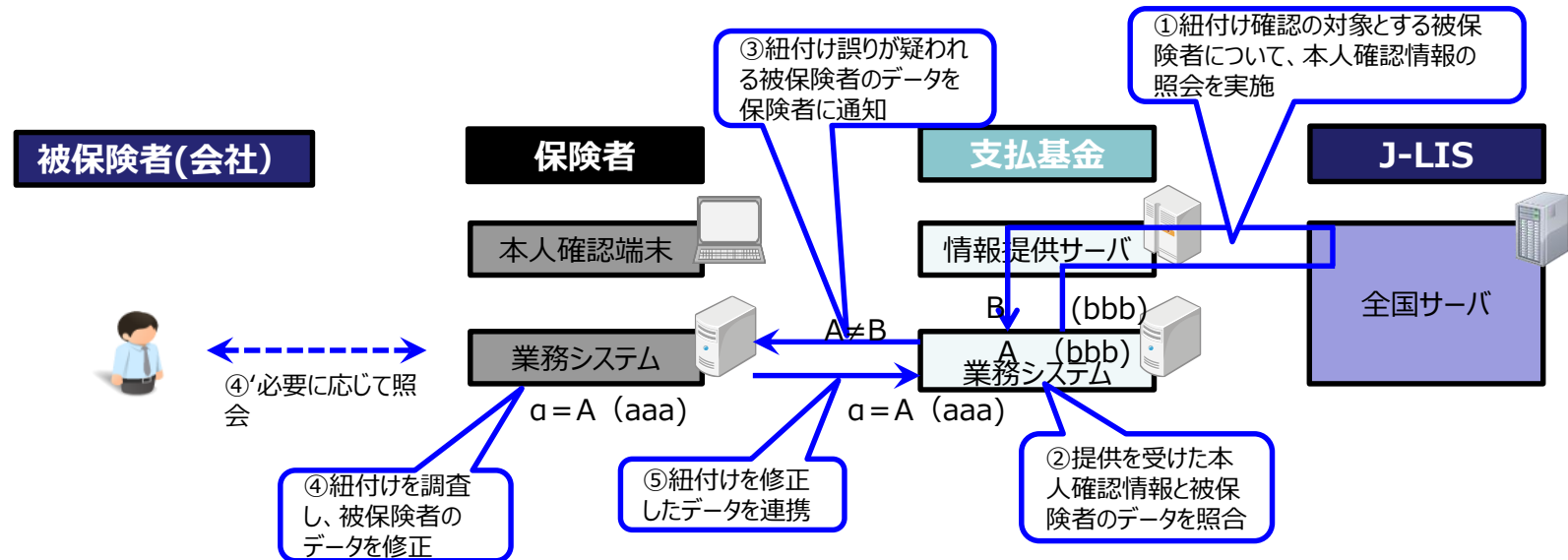


マイナンバー情報総点検②

(3) マイナンバーと健康保険証の紐付け確認

紐付け誤りへの対策として、マイナンバーと健康保険証の紐付け情報を全件確認することとなった。

医療保険者(健康保険組合等)におけるマイナンバーと保険証情報の紐づけ確認のため、取り纏めをおこなっている社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)からの照会に対し、住基全国サーバに保存されている本人確認情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、マイナンバー)の提供を行った。



- ①紐付け確認の対象とする被保険者について、本人確認情報の照会を実施。
- ②提供を受けた本人確認情報と被保険者のデータを照合する。
- ③紐付け誤りが疑われる被保険者のデータを医療保険者に通知する。
- ④紐付けを調査し、被保険者のデータを修正する。
- ⑤紐付けを修正したデータを連携し、対応完了。

住基ネット照会方法の改修について

- 申請時に申請者本人からマイナンバーの提供がなく、各紐付け実施機関において住基ネット照会により地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からマイナンバーを取得する際、基本4情報又は性別以外の3情報による照会を行わなかったことが、紐付け誤りの一因となっていた。
- このため、紐付け誤りを防止する観点から、マイナンバーを特定するための住基ネット照会は、基本4情報又は性別以外の3情報(※1)により行うこととし、J-LISにおいて照会システムの改修を実施。

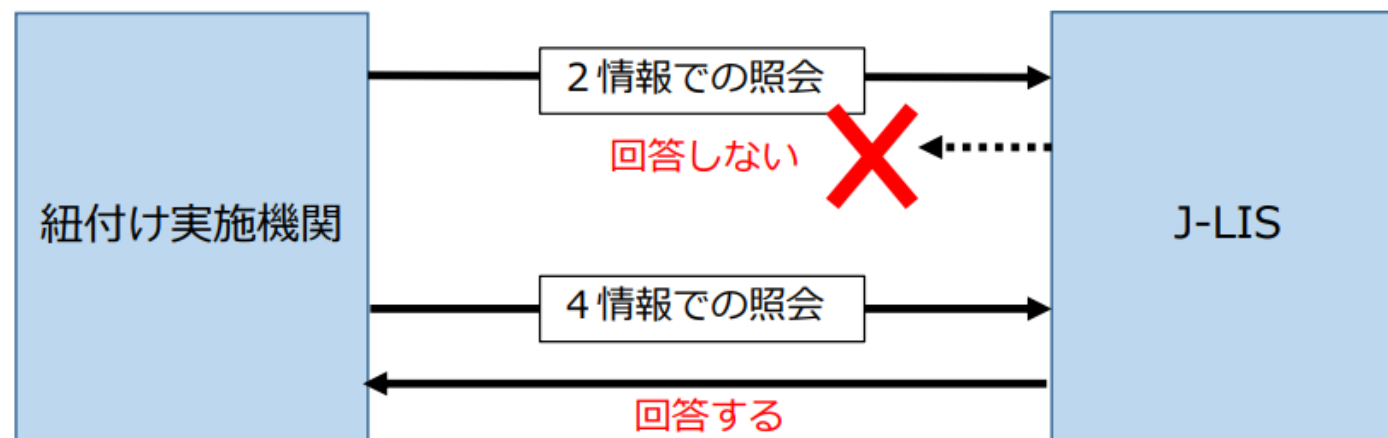
※1 障害児入所支援に係る事務など、制度上、性別を保有していないものがある。

- **12月18日より、照会システムについて改修後の機能を、国の機関等や都道府県、市町村に順次適用(※2)。**
(市町村については、年度末に向けた繁忙期を避けてもらいたいとの意見を踏まえ、令和6年度早期の適用を予定。)

※2 「2丁目1番地2号」「2-1-2」のような住所表記のゆれや外字があっても、検索・回答できる機能は引き続き維持。

総点検対象事務のうち、例外的に、生活保護情報に係る事務については、制度上、4情報や性別以外の3情報を保有していない対象者が存在するため、現行の検索機能を維持。

【イメージ図】



コンビニ交付・システム確認ヒアリングの結果と今後の対応策①

原因分析

令和5年（2023年）において確認された、市区町村が提供するコンビニ交付サービスに係る証明発行システムの不具合を起因とする各種証明書の誤交付事象について、統一的な観点に基づいた原因分析を実施。

ヒアリング実施

証明発行サービスを行っている市区町村が証明発行サービス関係業務を委託する事業者（76社）に対して、原因分析から得られた観点を踏まえ、事業者に対し、①「設計」・②「試験」・③「保守・運用体制」の各工程の状況を確認するためのヒアリングを実施。

ヒアリング結果

※ 富士通Japanについては、誤交付事象発生後にそれぞれの工程に必要な対策を実施したことを確認。

※ 富士通Japan以外の事業者については、誤交付に直結するような課題はないことを確認。

- ①「設計」：対象の全事業者において設計レベルで別人の証明書交付に直結するような課題はなかったことを確認。より万全を期すため、望ましい状態として、住基システム等の他のシステムからのデータ連携を定期的に全件チェックする仕組みの構築を自治体に要請。
- ②「試験」：対象の全事業者において必要な試験が実施されていることを確認。
- ③「保守・運用体制」：対象の全事業者の体制について未然にトラブルを防ぐ体制に課題はなかったことを確認。より万全を期すため、望ましい状態として、常時監視体制・高負荷状態の検知の仕組みの構築について自治体に要請。

J-LISによる今後の対応策

①自治体によるチェック体制等へのサポート、②自治体・事業者への誤交付事象の対応策の実施の要請等、③コンビニ交付に関する積極的な情報発信

コンビニ交付・システム確認ヒアリングの結果と今後の対応策②

今般のJ-LISによるコンビニ交付・システム確認ヒアリングの結果に基づき、さらに安全・安定的にコンビニ交付サービスを国民の皆様提供する観点から、自治体がより望ましい状態でコンビニ交付サービスの実施に万全を期していただくため、J-LISとして以下の事項に取り組んでいきます。

① 自治体によるチェック体制等へのサポート

自治体における証明発行システムが的確に整備・運用することができるよう、自治体における主体的なチェック体制を強化するために以下の取組を実施します。

- (1) 自治体によるチェックのためのチェックシートの作成
- (2) サービス提供開始時・定期のJ-LISによるチェック・サポート
- (3) J-LISが提供する小規模団体向け共同コンビニ交付サービス導入の推奨

※詳細は次頁



② 自治体・事業者への誤交付事象の対応策の実施の要請等

自治体、開発・運用事業者、運用事業者に対して、コンビニ交付・システム確認ヒアリング結果を報告するとともに、①の取組を行うこと、自治体がより望ましい状態でコンビニ交付サービスの実施に万全を期していただくための取組の積極的な実施を関係省庁と連携して要請します。

③ コンビニ交付に関する積極的な情報発信

国民の皆様はコンビニ交付を安心して利用していただくため、国や地方公共団体、関係事業者並びにJ-LISの対応策について広く周知していきます。

コンビニ交付・システム確認ヒアリングの結果と今後の対応策③

(1) 自治体によるチェックのためのチェックシートの作成

自治体が開発・運用事業者等に対して主体的にチェックすることを基本とした上で、各自治体におけるチェック機能の向上を図る観点から、各自治体の証明発行システムについてシステム面・運用面のチェックをする際にご利用することができる次のチェックシートをJ-LISにおいて作成します。

チェックシート① (設計)

自治体が開発事業者に対して、自治体の証明発行システムのアーキテクチャを確認するためのもの

チェックシート② (試験)

自治体が開発事業者に対して、自治体の証明発行システムが妥当なアーキテクチャの下で、かつ、十分な負荷をかけた状態においても正常に稼働することができるものが確認するためのもの

チェックシート③ (保守・運用体制)

自治体が運用事業者に対して、自治体の証明発行システムが適正に運用することができるように必要な監視体制を設けているかなどを確認するためのもの

(2) サービス提供開始時・定期のJ-LISによるチェック・サポート

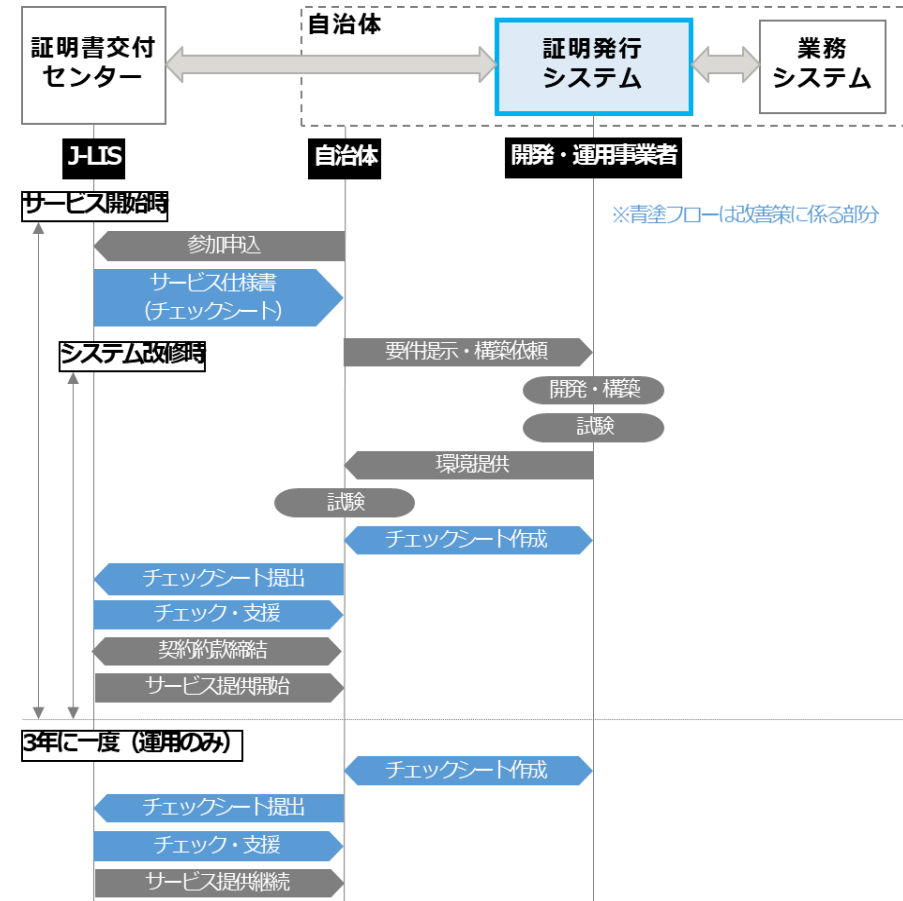
以下の場合に、自治体はチェックシートを作成・J-LISに当該チェックシートを提出し、J-LISはその事前チェックを行うこととします。その際、J-LISは、自治体や開発・運用事業者等から必要な情報を入手しながら、自治体によるチェックシートの作成やチェック項目の確認について助言を行う等のサポートを実施することとします。その後、チェック済みとなった自治体とのみ契約約款を締結することとし、チェックが完了した後でなければサービス提供を開始できないようにします。

- (i) 自治体が証明発行システムを整備してコンビニ交付サービスを導入する際【チェックシート①・②・③】
- (ii) (i) の証明発行システムを改修する際【チェックシート①・②・③】
- (iii) (i) の証明発行システムについて3年に1回程度を想定【チェックシート③】

(3) J-LISが提供する小規模団体向け共同コンビニ交付サービス導入の推奨

J-LISが運用する小規模団体向け共同コンビニ交付システムにより一元的な管理の下で安定的なコンビニ交付サービスの提供を受けることができるため、このサービスへの移行を自治体に推奨していきます。

<自治体チェック体制とJ-LIS支援フロー>



マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用①

前提

マイナンバー制度における個人認証の基盤は住民票の記載となっているため、住民基本台帳に記録されている者（＝市町村の区域内に住居を有する住民）以外の者に対しては、マイナンバーカードを交付することができない。

令和元年改正後（デジタル手続法 令元法第16号）

マイナンバー法等を改正し、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用することで、国外転出者によるカードの継続利用及び国外転出者に対するカードの交付が可能となった。一方、在外公館の事務については整備されておらず、申請者（国外転出者）は、一時帰国し、戸籍の附票を備える市町村（本籍地市町村）に出頭してカードの交付や記録事項の変更を行う必要があった。

令和5年改正後（マイナンバー法等改正法 令5法第48号）

マイナンバー法を改正し、在外公館において、マイナンバーカードの交付等が可能となった。在外公館におけるマイナンバーカードの交付及び記載・記録事項変更の方法は以下の2パターンが考えられる。

① 在外公館に統合端末が設置されていない場合 → 本籍地市町村の統合端末を利用して手続を実施

（交付）

カードを交付するためには、統合端末を利用して交付前設定や暗証番号設定などをする必要がある。在外公館に統合端末がない場合は、本籍地市町村においてこれらの処理をする必要があるため、J-LISで作成したカードは一度本籍地市町村を経由させてから在外公館で申請者に引き渡す。

（カード記載・記録の変更）

カードの記載・記録を変更するためにも統合端末が必要なので、カードの記載・記録事項に変更が生じた場合は、在外公館に提出されたカードを国内の本籍地市町村に送付し、本籍地市町村でカードの記載・記録を変更する。本籍地市町村で変更の処理が済んだカードは在外公館に送り返され、在外公館において返還される。

② 在外公館に統合端末が設置されている場合（令和8年度以降） → 在外公館の統合端末を利用して手続を実施

（交付）

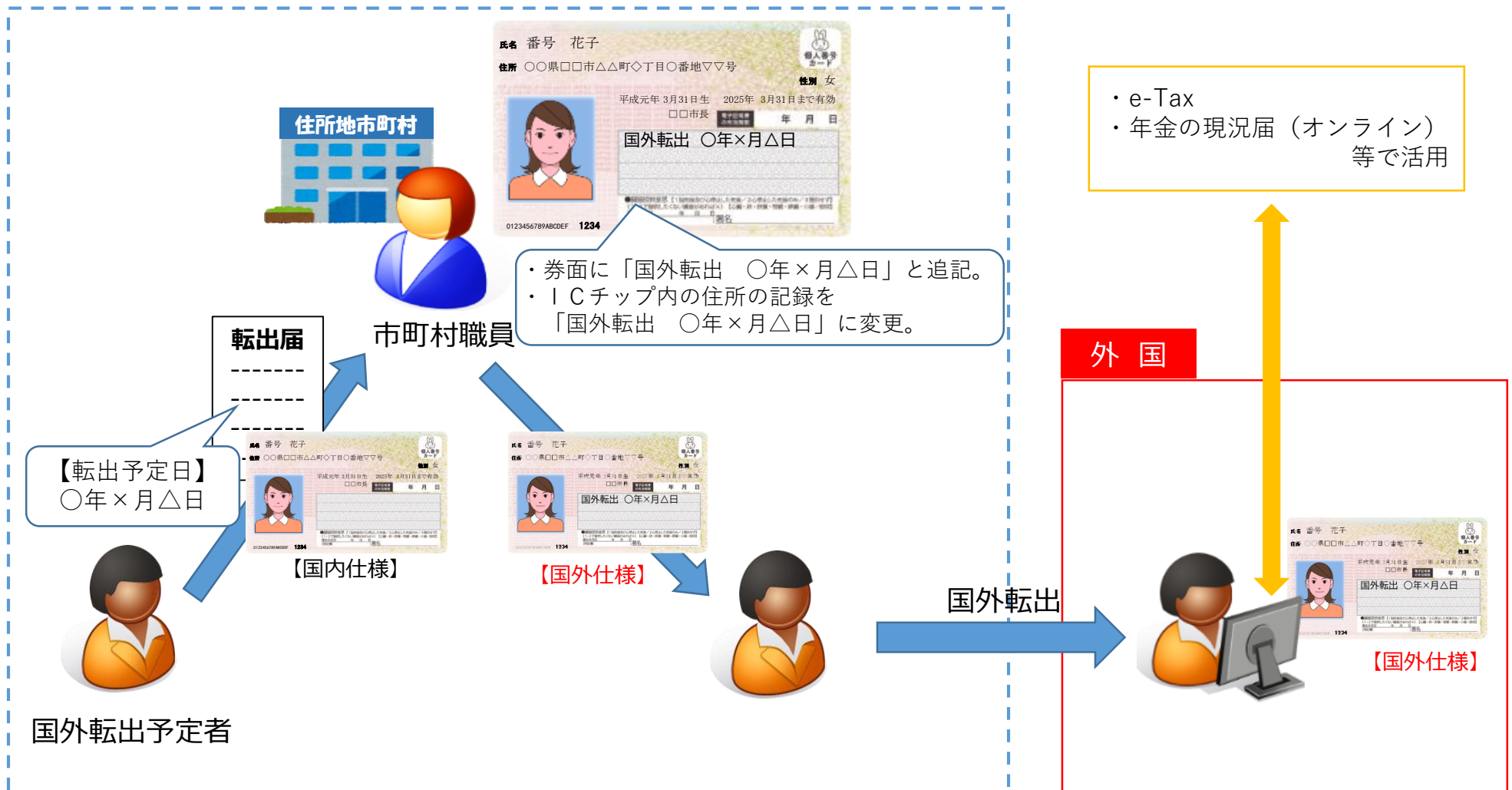
J-LISにより作成されたカードは直接在外公館に送付され、国内の交付と同様に申請者本人が暗証番号を設定し、カードが交付される。

（カード記載・記録の変更）

国内の手続と同様に、在外公館に設置されている統合端末で変更の処理を行い、その場でカードを返還する。

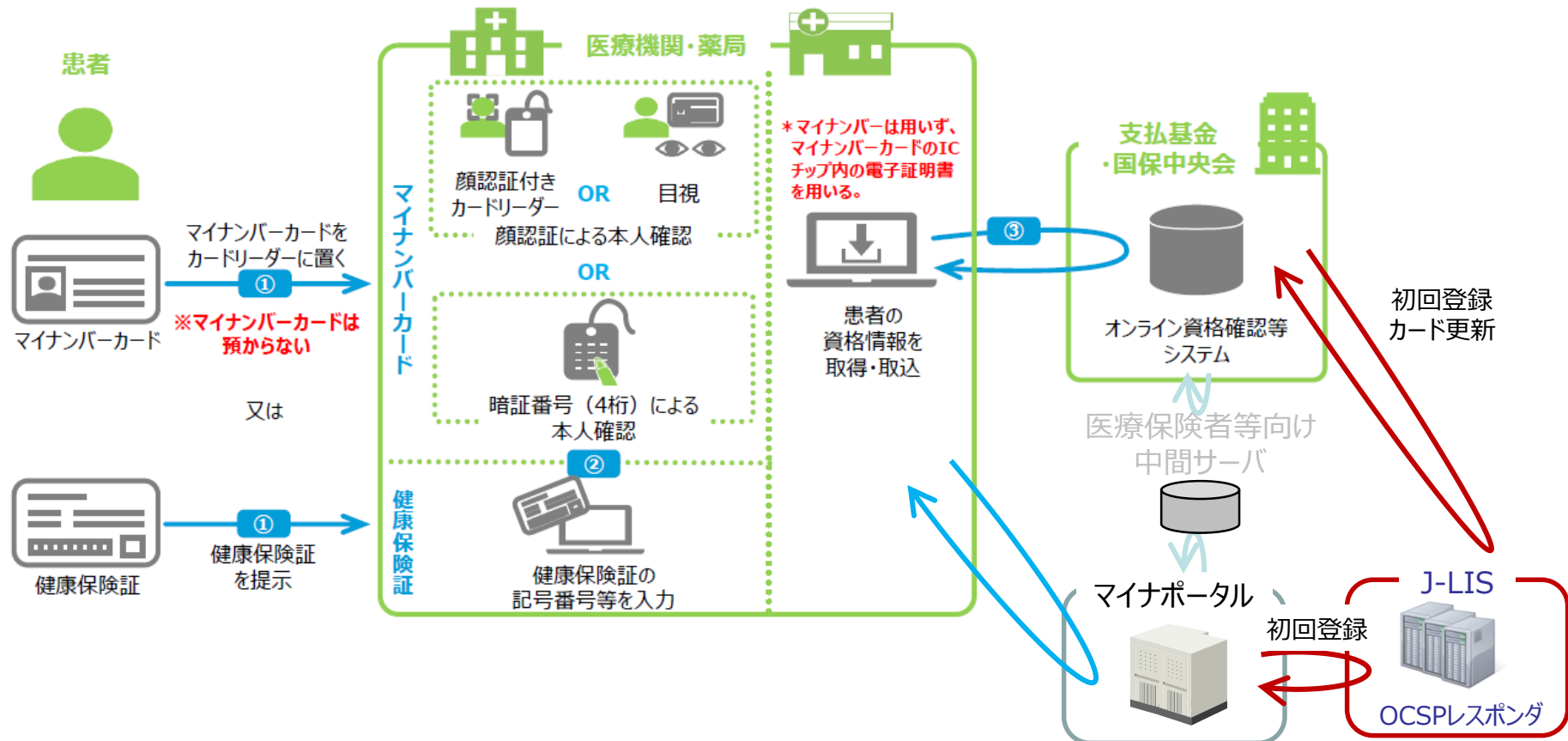
マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用②

- 国外転出予定者は、住所地市町村で国外への転出届をする際に、マイナンバーカードを併せて提出する。
- 住所地市町村では、提出を受けたマイナンバーカードの記載と記録を国外転出者向けに変更し、その場で返還する。
- 返還された国外転出者向けマイナンバーカードは、国外転出後も利用可能となる。



マイナンバーカードの健康保険証利用①

- 2021年10月20日から医療機関・薬局の窓口でマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用を開始
- **2024年12月2日 現在の健康保険証廃止**
※現在の健康保険証は、最長1年間利用可能。マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を発行
- 初回登録・カード更新の際は、J-LISのOCSPレスポндаへのアクセスがあるため、業務量の増加に備え、OCSPレスポндаの増強を実施済み。



マイナンバーカードの健康保険証利用②

厚生労働省

オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局・システムベンダ向け）より

保険医療機関・薬局の導入状況

（2024/1/28時点）

導入（運用開始）施設数

206,863施設

（参考）区分別導入状況

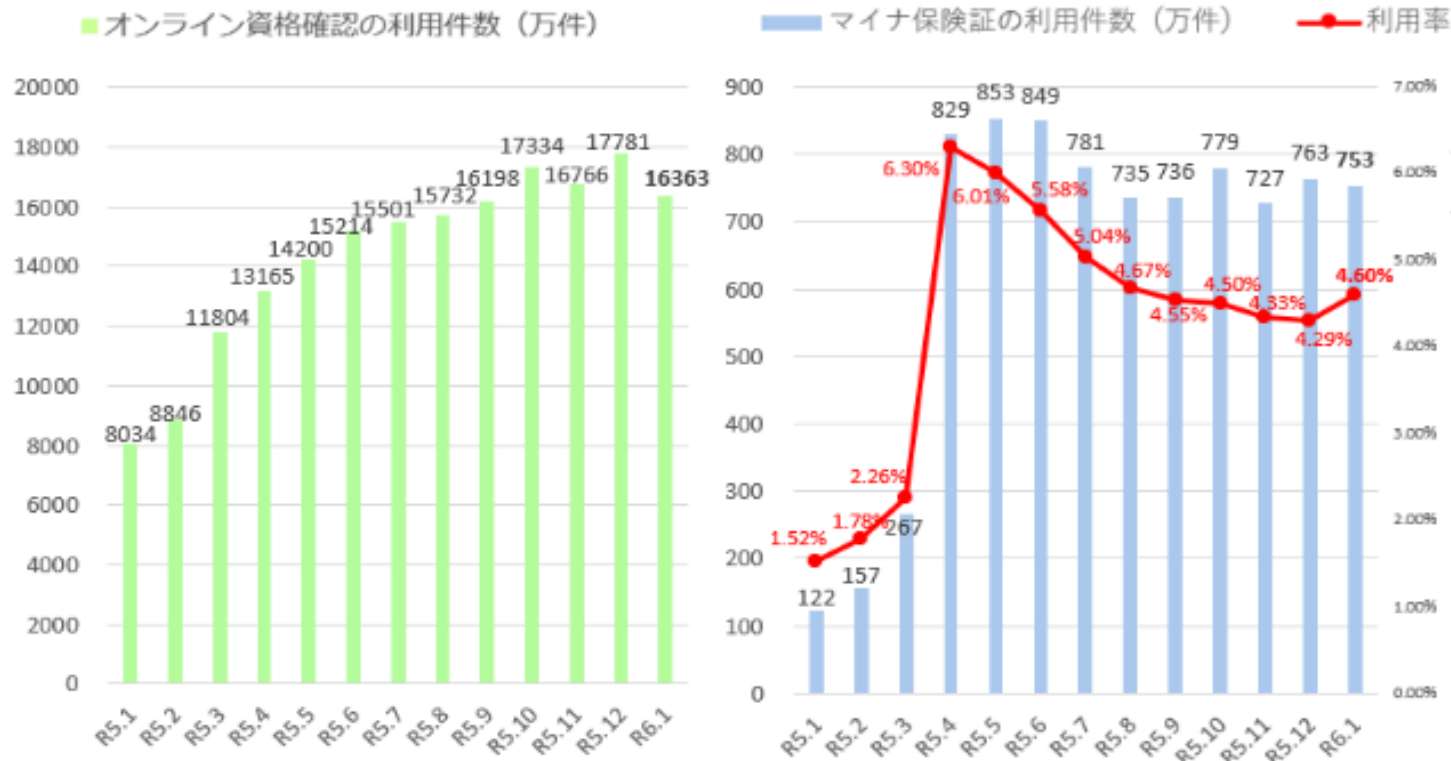
	導入（運用開始）施設数
病院	7,984
医科診療所	80,051
歯科診療所	59,425
薬局	59,058

※1：社会保険診療報酬支払基金に対するレセプト請求に基づく保険医療機関・薬局数（2023年11月診療分）は222,428施設

※2：保険医療機関・薬局のうち、紙レセプトによる請求が認められているもの（同；7,601施設（3.4%）／レセプトベースで0.6%）

は、オンライン資格確認導入の義務化対象外であり、義務化対象施設（同；214,827施設（96.6%））のうち

やむを得ない事情があるものとして届け出た保険医療機関・薬局には経過措置（2024年1月28日時点；3,589施設）が適用



マイナンバーカードの特急発行

- 特急発行レーンは、令和6年12月2日の健康保険証廃止に向け、主に保険証一体化後の新生児やカード紛失、海外からの転入者への早期発行を目的として、通常発行とは別の発行レーンにより実施する。
- 申請の対象者（1万人／日を上限）については、法令に基づき市区町村職員が判断し、住民の申し出に基づき、市区町村職員によって特急発行専用のオンライン申請サイトから申請を行う。
- また、現在市区町村の窓口において実施されている交付前設定・交付作業の集約化を併せて実施することで、最短5日での住民への発行・交付を実現する。

対応概要

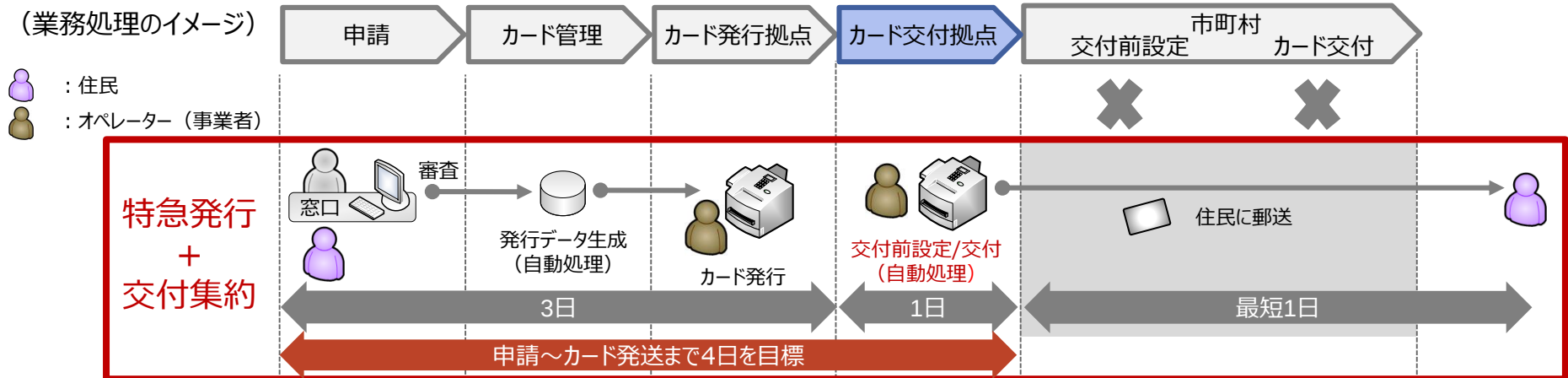
申請を受け付けた日から最短5日でのカード発行・交付を実現するため、以下の仕組みを新設する。

①特急発行レーンの創設

②交付前設定/交付作業の集約化

①及び②を組み合わせることにより、申請から4日以内でカードの発送（局出し）までを実施する設計とする。

※「1万枚/日」を発行上限とする



顔認証マイナンバーカード

概要

- ・ 暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定した「**顔認証マイナンバーカード**」を導入
 - ※実印相当の効力を持つ署名用電子証明書は、暗証番号（6～16桁）の入力を顔認証又は目視で代替できないため搭載しない。
- ・ 希望する者を対象とし、本人又は代理人が市町村窓口で手続（※）を行う。
 - ※カードの申請・交付のための来庁時に併せて実施。カードを取得済みの方については随時実施。
- ・ 通常カードから顔認証カード、顔認証カードから通常カードいずれの設定の切り替えも可能（即日対応）
- ・ 医療機関等において外見上区別できるよう、カードの追記欄に「顔認証」と記載
- ・ 令和5年12月15日から受付開始

顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

○利用できるサービス

- ・ 健康保険証としての利用。顔認証又は目視により確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認のほか、本人の同意により特定健診等の情報や診療/薬剤情報の閲覧が可能（※）。
 - ※公的個人認証法上、利用者証明用電子証明書の利用時に顔認証又は目視により本人確認を行うためには主務大臣の認可が必要。現在、この認可を受けている者はオンライン資格確認を実施している社会保険診療報酬支払基金のみ。
- ・ 券面の顔写真や記載事項（4情報等）を用いた本人確認書類としての利用。

×利用できないサービス

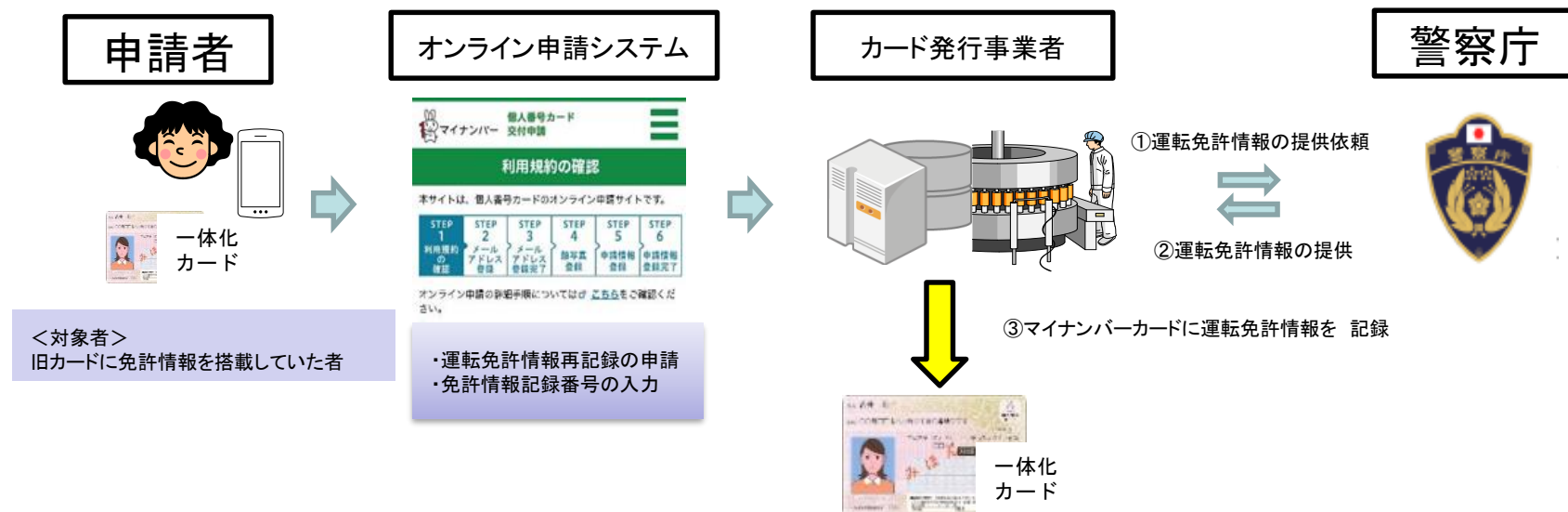
- ・ マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付、その他のオンライン手続など、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できない。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化

概要

- 令和4年4月に道路交通法が改正され、令和6年度末までに、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が行われることとなった。
- 運転免許証を持つ者は、運転免許センター等において、運転免許情報をマイナンバーカードに記録することにより、マイナンバーカードと運転免許証を一体化することとなる。一体化することにより、マイナンバーカードと運転免許証の2枚の持ち歩きが不要になることや住所変更の手続きがワンストップ化されるなどのメリットがあります。
- 機構においては、マイナンバーカードの再発行時において、旧カードに免許情報を搭載していた者については、新カードにおいても、運転免許情報を記録した状態で発行するために、システムの改修を行っている。

(参考) マイナンバーカード再発行時のフロー



スマホ用電子証明書によるコンビニ交付

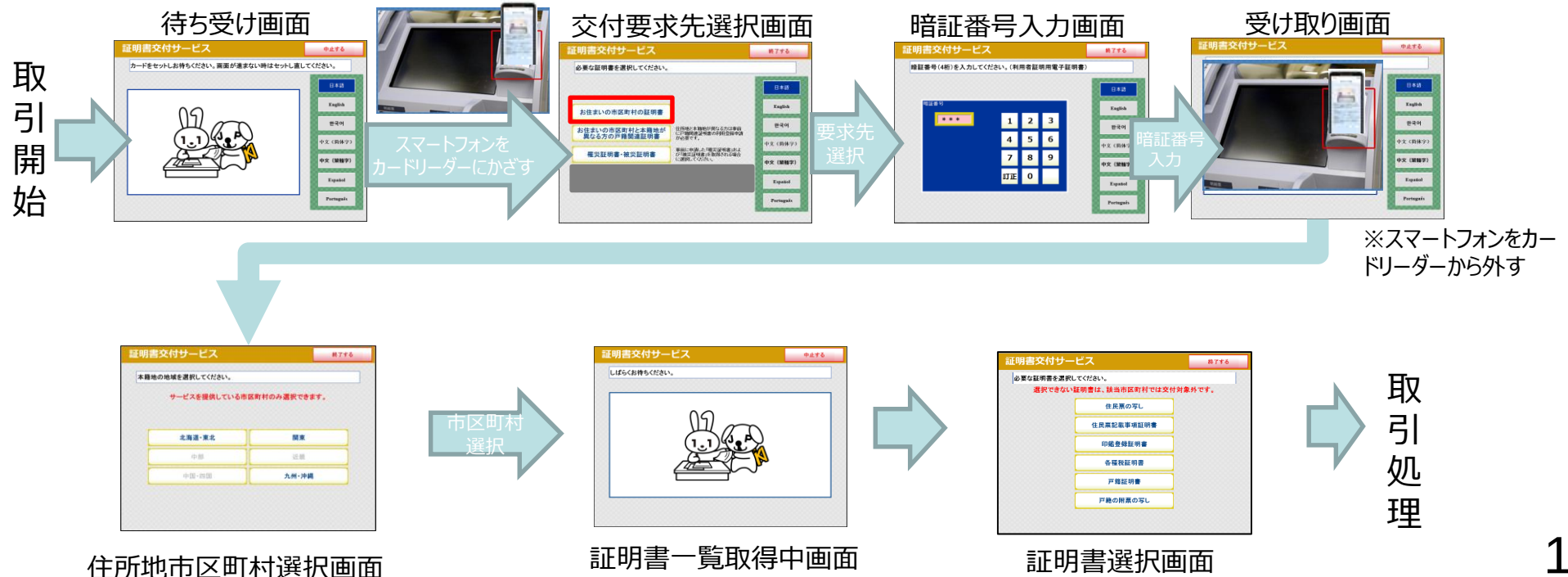
概要

- 令和5年5月より、電子証明書がスマートフォン（android端末）に搭載されることとなったことから、コンビニ交付についてもスマホ用電子証明書が活用となるよう開発を行い、令和6年1月22日よりローソン社、ファミリーマート社の全国の店舗（約30,000店舗）でサービスを開始した。

利用実績 (通数)

	12月	1月	2月
コンビニ交付全体	2,392,275	2,658,810	2,376,427
内スマホ利用	132	482	571

スマホJPKI（かざし方式）によるコンビニ交付サービスのフロー



コンビニにおける利用者証明用電子証明書の暗証番号初期化・再設定①

概要

- 特別定額給付金のオンライン申請の開始時に、暗証番号の初期化・再設定手続きが急増し、市町村の窓口が非常に混雑したことを踏まえ、顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの署名用電子証明書の暗証番号初期化・再設定のサービスを、令和4年2月8日よりセブンイレブンで開始した。
- 利用者証明用電子証明書についても、コンビニでの暗証番号初期化・再設定のサービスが可能となるよう、国が方針を示したことを受け、令和5年度開発を行ってきたところであり、現在 令和6年度上半期でのサービスインを目指し、関係者との調整を行っている。

(参考) 署名用電子証明書初期化・再設定コンビニ等事業者のサービス開始状況

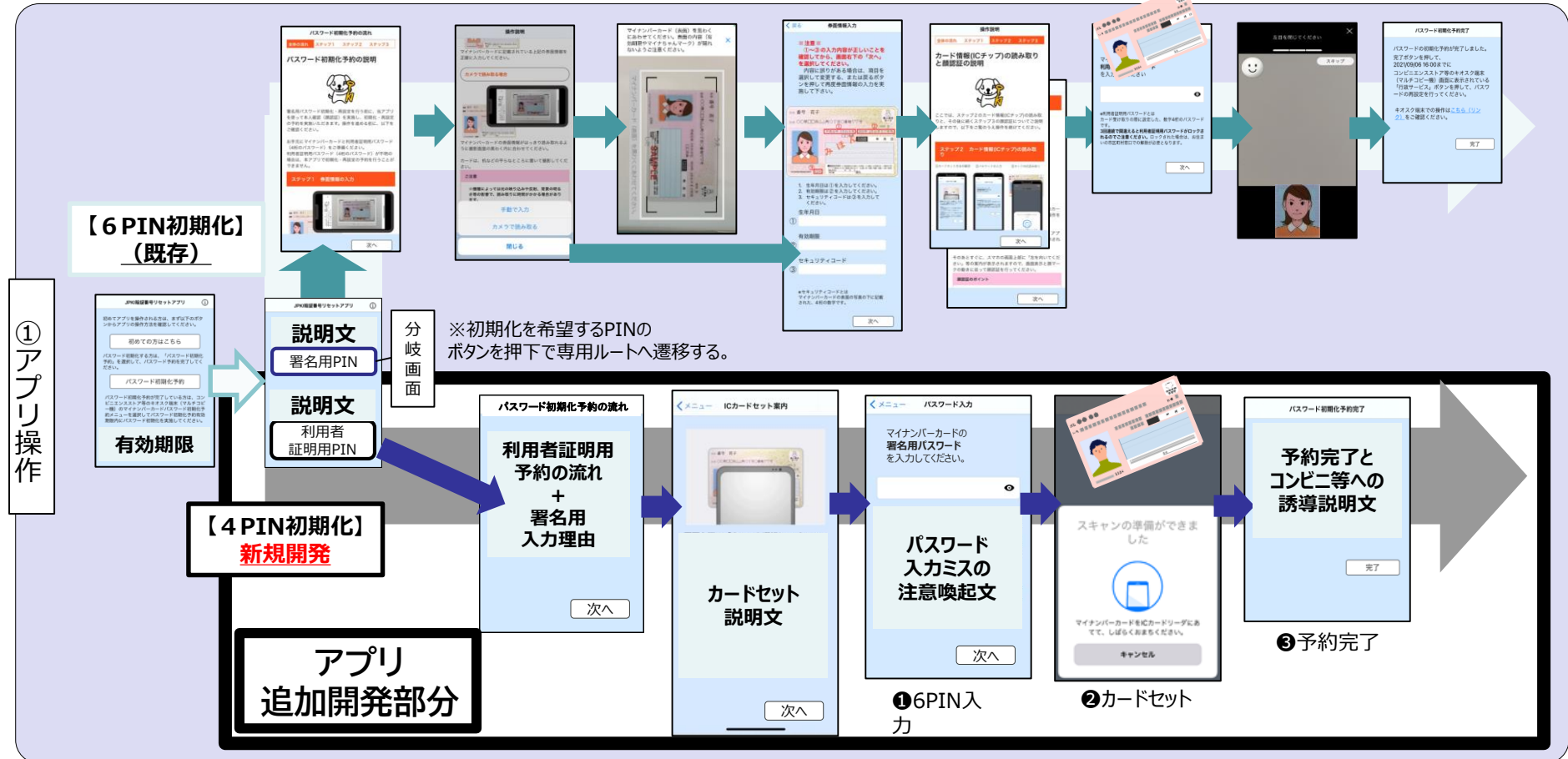
No.	事業者名	サービス開始年月日
1	セブンイレブン	2022年2月8日
2	ローソン	2022年3月1日
3	イオンリテール(本州・四国の「イオン」「イオンスタイル」等)	2022年4月18日
4	イオン北海道、イオン東北、マックスバリュ西日本	2022年5月18日
5	ファミリーマート	2022年10月4日

(参考) 署名用電子証明書初期化・再設定利用実績

	R3年度	R4年度												R5年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
予約件数	18,285	3,295	2,696	2,155	2,522	2,563	2,653	3,167	7,239	21,332	15,110	27,351	50,150	8,860	9,308	9,524	8,468	9,491	19,023	17,962	21,492	36,493	23,070		
ロック解除 件数	17,129	2,832	2,226	1,809	2,094	2,161	2,237	2,793	6,326	18,784	13,855	24,724	44,504	7,846	8,144	8,332	7,444	8,373	16,705	15,802	18,831	32,246	21,292		
アプリDL件数	26,161	5,749	4,515	3,530	5,530	4,774	7,091	8,562	11,723	27,884	21,695	37,849	59,530	15,575	12,227	11,494	11,215	12,148	25,445	28,389	30,577	38,823	27,792		

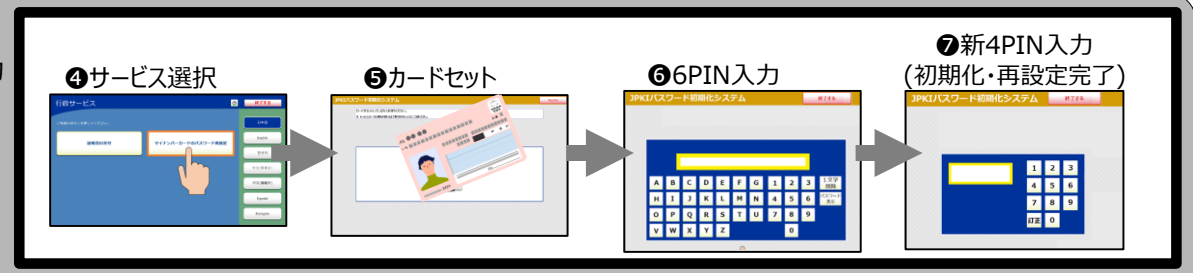
コンビニにおける利用者証明用電子証明書の暗証番号初期化・再設定②

4PIN初期化・再設定の手順(①～⑦)



② キオスク端末操作

アプリで予約後、コンビニ等の端末でMNカードをかざして6PINを入力
→ 4PINの初期化・再設定が完了する



次期個人番号カードタスクフォース 最終とりまとめ概要

最終とりまとめ概要 ①

1. カードの機能向上に向けた重点的対策項目

(1) カードの券面記載事項

- ① 氏名、生年月日、住所、顔写真は、官民様々な場面で利用されることから、現行どおり記載する。
- ② 性別は、引き続きICチップに性別の情報を記録すれば問題は生じないとの調査結果が得られたことから、次期カードにおいては、ICチップに性別の情報を記録した上で、券面に記載しないこととする。
併せて、スマホ等を通じ、ICチップから性別を含む4情報、マイナンバー等を読み取れるアプリを開発し、無償配布する。
- ③ マイナンバーは、各機関にマイナンバーを提供する際にカードが活用されと考えられることから、券面記載は現行どおり、券面（裏面）に記載する。
- ④ 通称・旧氏は、個人番号カードが住民票に記載された者に交付される本人確認書類であること等に鑑み、現行どおり（住民票に記載された場合、カードにも記載。）とする。
- ⑤ その他の記載事項については、今後、現行カードから、氏名のフリガナが券面記載事項に追加される予定であり、また、希望者に対し、生年月日の西暦と氏名のローマ字とが、追記欄に記載される予定である。次期カードにおいてさらに取り組みを進め、券面記載事項の生年月日を和暦から西暦に変更するとともに、氏名のローマ字を追記欄での対応から券面に記載することについて、旅券のローマ字表記との整合性にも配慮しつつ検討する。
- ⑥ 追記欄を拡大する。併せて、現在、おもて面にある臓器提供意思表示欄について、追記欄の拡充の観点から、裏面への配置の可能性について、検討する。
- ⑦ 券面記載事項等の変更と合わせて、偽造防止対策・ユニバーサルデザイン対応、視覚障害者への配慮等を踏まえ、券面デザインの見直しを行う。特に、文字の読みやすさに配慮するとともに、誰もが持ちたくなる魅力的なデザインを実現する。



現行の個人番号カード（おもて面）



現行の個人番号カード（うら面）

(2) カード等に用いる技術

① 暗号方式の在り方

- ・ 電子証明書の有効期間（5年）をカード本体の有効期間にあわせ、10年に延長する。なお、18歳未満の場合は現行どおり、カード本体並びに電子証明書の有効期間は5年とする。

- ・ その前提として、10年の有効期間に耐えうる強固な暗号方式に移行する。

（公開鍵暗号方式についてECDSA 384（192ビットセキュリティ）、ハッシュ関数についてSHA-384（192ビットセキュリティ））

また、カードの仕様としては256ビットセキュリティの暗号方式（公開鍵暗号方式についてECDSA 521、共通鍵暗号方式についてAES256、ハッシュ関数についてSHA-512）に対応できるものの採用を検討することとし、共通鍵暗号方式のGCM対応については、Global Platform仕様等の標準規格では採用されていないため、将来的な課題として検討する。

- ・ なお、電子証明書の有効期間を10年とした場合、認証局の自己署名証明書の有効期間は20年となり、2050年までの有効期間となることが想定され得るところ、将来的なPQC（耐量子計算機暗号）の採用を否定するものではなく、万が一移行後に2050年より前に暗号方式が危殆化する見込みが生じた場合には、有効期間の20年を待たず、新たな暗号方式への移行を検討する。

最終とりまとめ概要 ③

② 暗証番号の入力のユーザー利便性向上

- 電子証明書や券面記載事項の入力等のために搭載されたアプリケーション（AP）の再編を行う。再編後のAPの名称についても、検討する。

現行カード：4つのAPが搭載され、カード保有者は4つの暗証番号の設定が必要。

次期カード：APを下の2つに再編する。これにより、暗証番号は2つになる。

（仮称）認証AP：暗証番号の入力を必要とする機能を集約したアプリケーション

（仮称）券面等AP：カード券面に印字された照合番号の入力により券面記載事項等を確認・取得できるアプリケーション

- これに伴い、暗証番号の設定・入力の負担軽減、照合番号の合理化等を実現する。

（署名用の暗証番号の照合に成功した場合、4桁の暗証番号の照合を不要とする等の変更を実現）

【次期カードのアプリ構成案】

認証AP

署名用パスワード

暗証番号

- JPKI APの機能
- 住民基本台帳APの機能
- 券面事項入力補助APの機能のうち、
①マイナンバー及び4情報の取得機能

券面等AP

照合番号A

照合番号B改

- 券面事項確認APの機能
- 券面事項入力補助APの機能のうち、
②マイナンバーの取得機能
③4情報の取得機能

- なお、将来的には、スマホの生体認証等を活用する等により、暗証番号を不要とすることを検討する。

③ J-LISマイナンバー関係システムの刷新

- 次期カードの仕様の取り込みにあたっては、多くの個人番号カードの発行や利用に係る関連システムにおいて改修が生じる見込みであり、改修内容や改修スケジュールの整合確保が必要である。また、次期カードの対応を機に、より効率的なカード管理システム及びJPKIシステムへの刷新が必要である。

(3) 発行体制

① カードの速やかな発行体制

- ・ カードの更新について、計画的な更新が進められるように、以下のように運用を工夫する。

現行カード：有効期限の3ヶ月前から更新申請可能。有効期限は10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）。

次期カード：更新申請については、有効期限の1年前から可能とする（旅券（パスポート）を参考）。

有効期限については、10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）の1ヶ月後とする（更新忘れを防ぐため。運転免許証と同様。）。

- ・ 特急発行の対象には、乳児（満1歳未満）、紛失等による再交付、海外からの転入者のほか、追記欄満欄等の本人の意思によらずカードが使えなくなったケース等も加えることとし、その他の更なる発行時間の短縮については、費用対効果の観点も踏まえて検討する（特急発行は、本年12月2日より開始する。）。

② 更新の在り方

<現行カードにおける電子証明書の更新>

- ・ 現行カードの電子証明書の有効期限は5回目の誕生日であり、次期カード導入までの間、約5,000万枚以上の現行カードの電子証明書の更新が必要になることを踏まえ、市町村窓口や郵便局での更新体制の整備を推進することとし、その他市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進める。

<個人番号カード自体の更新（10年目）について>

- ・ 個人番号カード自体の10年目の更新について、郵便局での更新体制の整備を推進するなど、市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進める。なお、個人番号カードは、対面に加え、オンラインでも確実な本人確認ができる最高位の本人確認書類であり、それ自体の更新については電子証明書の更新と異なり、顔写真の情報が必ず変更されるため、その確認を十分に行う必要がある。これらのことに鑑み、現在と同様、対面による厳格な本人確認を継続する。

（４）公証名義

- ・ 国の保証の下に発行されていることを明確化するため、カード券面に「日本国 JAPAN」の記載等を行うことを検討する。

２．その他重要論点

（１）次期カード発行直前に発行されるカードの電子証明書の扱い

- ・ 現行カードの電子証明書に用いられる暗号アルゴリズムは、CRYPTRECの「暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準」において2031年1月1日以降利用不可とされているが、このスケジュールでの次期カードへの移行完了は困難と考えられる。CRYPTRECでは当該基準の見直しを少なくとも5年毎に行うことになっており、次の見直しのタイミングは2026～2027年頃と予想されるため、状況によっては利用延長に向けた相談等の検討を行う必要がある。

- ・ 可能な限り速やかに新暗号への移行を図るため、次期カード導入時期以降、現行カードの電子証明書の更新の際には、電子証明書の更新ではなく、次期カードの取得を推奨する。

※現行のRSA2048による電子証明書の利用がどの程度の期間許容されるかを判断し、具体的な対応案を検討する。

（２）新旧カードの切り替えに伴うカード利用機関等への影響

- ・ 有識者の知見によると、ハードウェアの交換までは不要であると見込まれているため、カードに新旧の暗号を搭載するのではなく、利用者の端末側のソフトウェアの対応で、新旧両方の暗号を扱うことができることとする。
- ・ その場合に、重要となる利用者の端末側の対応の負担軽減のため、新暗号に対応したライブラリ（利用者クライアントソフト）の提供等、利用者を支援する方策を検討する。

(3) ICチップの空き容量

- ・ 現在の製品状況を参照すると、ICチップのメモリ容量の増加は困難であると推察される。新暗号方式への移行による鍵データ及び署名データのデータサイズ見直しや、APの再編による各APに設定されていた暗証番号やアクセス制御設定等の統合により、一定のメモリ容量の節約を実現する。また、搭載アプリの個数など、メモリ容量の節約について検討する。

(4) ISO認証（現在、ISO/IEC15408のCC認証を取得）

- ・ 個人番号カードの電子空間内での最も信頼できる本人確認書類という位置づけから、ISO/IEC15408のCC認証の取得は必須である。
- ・ 仕様変更に伴い、カード自体のCC認証の取得申請を行う前に、個人番号カードプロテクションプロファイルのCC認証を取得し直す必要がある。
- ・ 仕様確定後、実際のカード自体のCC認証取得が完了するまでに1年半～2年程度が見込まれ、CC認証取得作業と並行してカード製造に着手する場合、認証作業中の評価結果によっては、カード製造の遅延につながるような影響を与える事態が生じることもあり得、これらを念頭にスケジュールを見込むべきである。また、こうしたCC認証取得期間を短縮する方策として、CC認証取得時の事前相談の活用等について検討する。
- ・ さらに、今後のCC認証は有効期限が5年間となることから、有効期限を延長するための再評価申請作業についても考慮に入れる必要がある。

(5) ICチップの顔写真カラー化等（現在、白黒で、容量も小さい）

- ・ 現行の仕様においても顔認証の利用に大きな支障が生じていないことから、必ずしも顔写真カラー化は必要ではなく、そもそもチップ容量を勘案してもカラー化は困難と考えられるため、引き続き白黒のデータを格納することとする。一方で、顔写真の撮影条件こそが認証精度に大きな影響を及ぼすことから、申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や申請時の顔写真の品質チェック強化等の徹底について検討する。

最終とりまとめ概要 ⑦

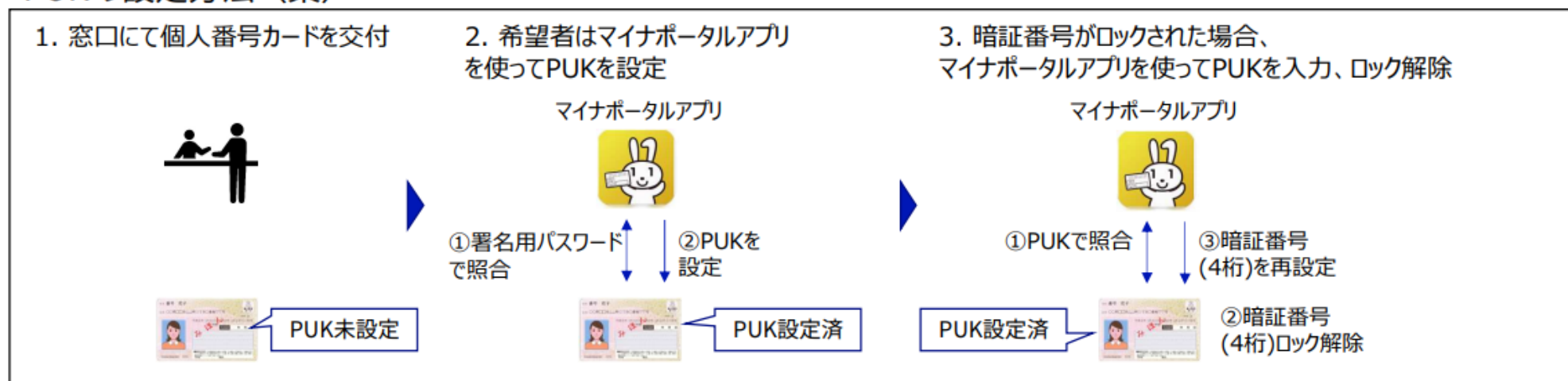
(6) カードの磁気ストライプ（現在、JIS規格の磁気ストライプを実装）

- ・ 現在、磁気ストライプを活用し、カードを図書館カードや印鑑登録証として活用している自治体があることや、将来的に、個人番号カードを銀のキャッシュカードとして使う場合には、磁気ストライプを残すことが必要であることから、磁気ストライプの搭載を継続する。

(7) PUK（PIN UNLOCK KEY）の発行（海外で採用例が多い）

- ・ 暗証番号がロックされた場合の備えとして、希望者は、有効な電子証明書を使ってPUK（PIN UNLOCK KEY）を設定できるようにし、暗証番号ロックがかかった場合に、PUKを使用してマイナポータルアプリで暗証番号のロック解除と暗証番号の再設定ができるようにする。

PUKの設定方法（案）



※利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）がロックされた場合は、事前に自らが設定したPUK（暗証番号）を使って、暗証番号（4桁）のロックを解除する。

最終とりまとめ概要 ⑧

(8) (9) カード本体・JPKIアプリの真贋性判定機能の追加

- ・ 認証のためのアプリケーションに、デバイス認証を行うための内部認証鍵を設け、デバイス認証を必要とする機関に、内部認証鍵に対応した公開鍵を配付する方向で対応し、機能の追加を実現する。個人番号カードの真正性を確認することができるセキュアメッセージング機能を必須とする対応も行う。

(10) 電子証明書の失効理由の細分化

- ・ 電子証明書の失効理由「affiliationChanged」に、「死亡」の細分を設けることについては、国際標準と異なることとなり、個人情報保護の観点の検討も求められることから、難しいと考えられる。一方で、「affiliationChanged」に含まれる「海外転出」が、令和6年5月以降、失効理由でなくなることにより、「affiliationChanged」における大宗は自然と「死亡」となることから、このことを署名等検証者に周知し、事業の効率化に活用いただく。

(11) 個人番号カードの呼称の変更

- ・ 民間事業者が活用する場合をはじめ、マイナンバーを利用しないカードの活用法も現実には多くあるが、こうしたケースにおいても、マイナンバーカードという呼称のためにマイナンバーが利用されていると誤解されるなど、マイナンバー利用事務とカードの利活用が混同されている場合がある。こうした混乱を回避するとともに、国民に親しまれるカードとするため、次期カード導入を契機に、「マイナンバーカード」以外の新たな呼称を、広く国民への公募も経て検討することが有意義であると考えられる。

(12) インターフェイス仕様の公開

- ・ 次期カードを利用する際のインターフェイス仕様（APDU仕様書）について、公開されることで、個人番号カード利用端末の開発が容易となり、個人番号カードの利活用が進むことから、安全性の確保を前提にこれを公開する。

(13) (長期的論点) 将来的な物理カードの必要性

- ・ 令和5年5月にスマホへのカードの電子証明書の搭載が開始された。スマホ搭載が実現しても、カードの普及利活用は、重要である。一方で、カード自体の不要化については、その利便性の確保も含め中長期的な課題として、引き続き検討を続ける。
- ・ また、スマホ搭載を進めれば、スマホの生体認証等を活用する等により利便性が高まり、カードの常時携帯も不要となるため、個人番号カードの機能が格段に使いやすくなり、官民のオンライン・デジタル化の進展が期待できる。その普及を進めるとともに、その改善についても、今後検討を行う。

(14) その他重要論点（JPKI暗号化機能の追加）

- ・ JPKI暗号化機能を追加し、現在、政府、自治体、医療分野で親展郵便で送っている情報を、受信者本人のみが復号可能な状態に暗号化して電子的に送ることを実現する仕組みについては、その必要性、コスト、実現方式などについて、引き続き検討する。

(15) 次期カードの導入時期

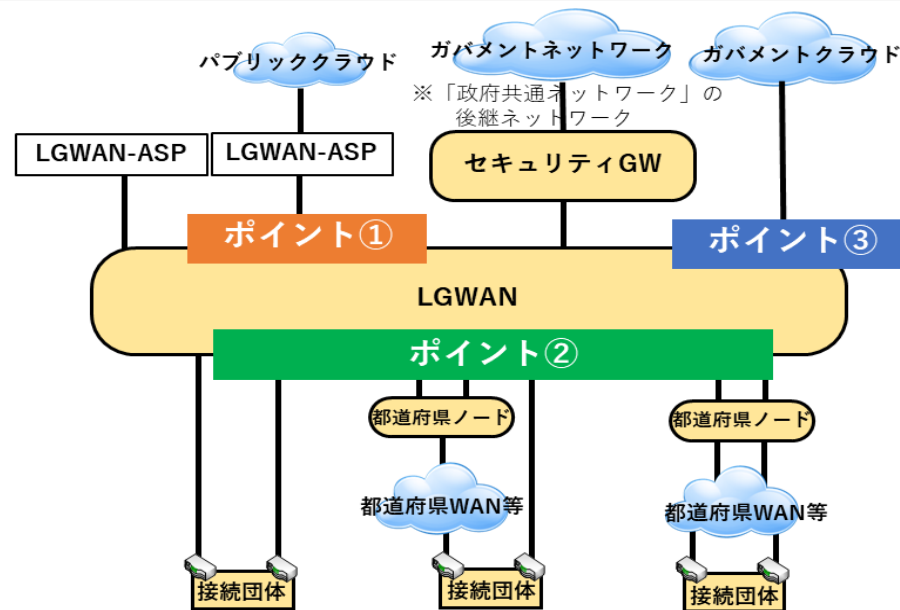
- ・ 個人番号カードの導入から10年を迎える2026年をひとつの視野に入れ、様々な関連システムの対応等に十分考慮し、極力、早期の次期カードの導入を目指し、引き続き検討を進める。
- ・ 次期カード導入時期以降、現行カードの電子証明書の更新の際には、電子証明書の更新ではなく、次期カードの取得を推奨し、速やかに次期カードへの切り替えが進むように検討する。

第五次LGWANの整備

【第五次LGWANの整備】

- ◎ 令和6年10月中頃の運用開始に向け、令和5年12月に構築等の事業者を決定し、令和5年12月から令和6年3月にかけてガバメントクラウド接続に係る設計作業を実施しているところ。また、地方公共団体への第五次LGWANに関する情報提供として、都道府県向けに「都道府県向け次期LGWAN連絡会」を随時開催し、市町村向けに連絡会の内容を動画配信するとともに、メールによる質疑応答を行っているところ。

第五次LGWAN



■ 第五次LGWAN 3つのポイント

- ① セキュリティ確保と利便性向上の両立
- ② 一層の安定運用
- ③ ガバメントクラウドとの接続

【LGWANを活用してガバメントクラウドに接続するメリット】

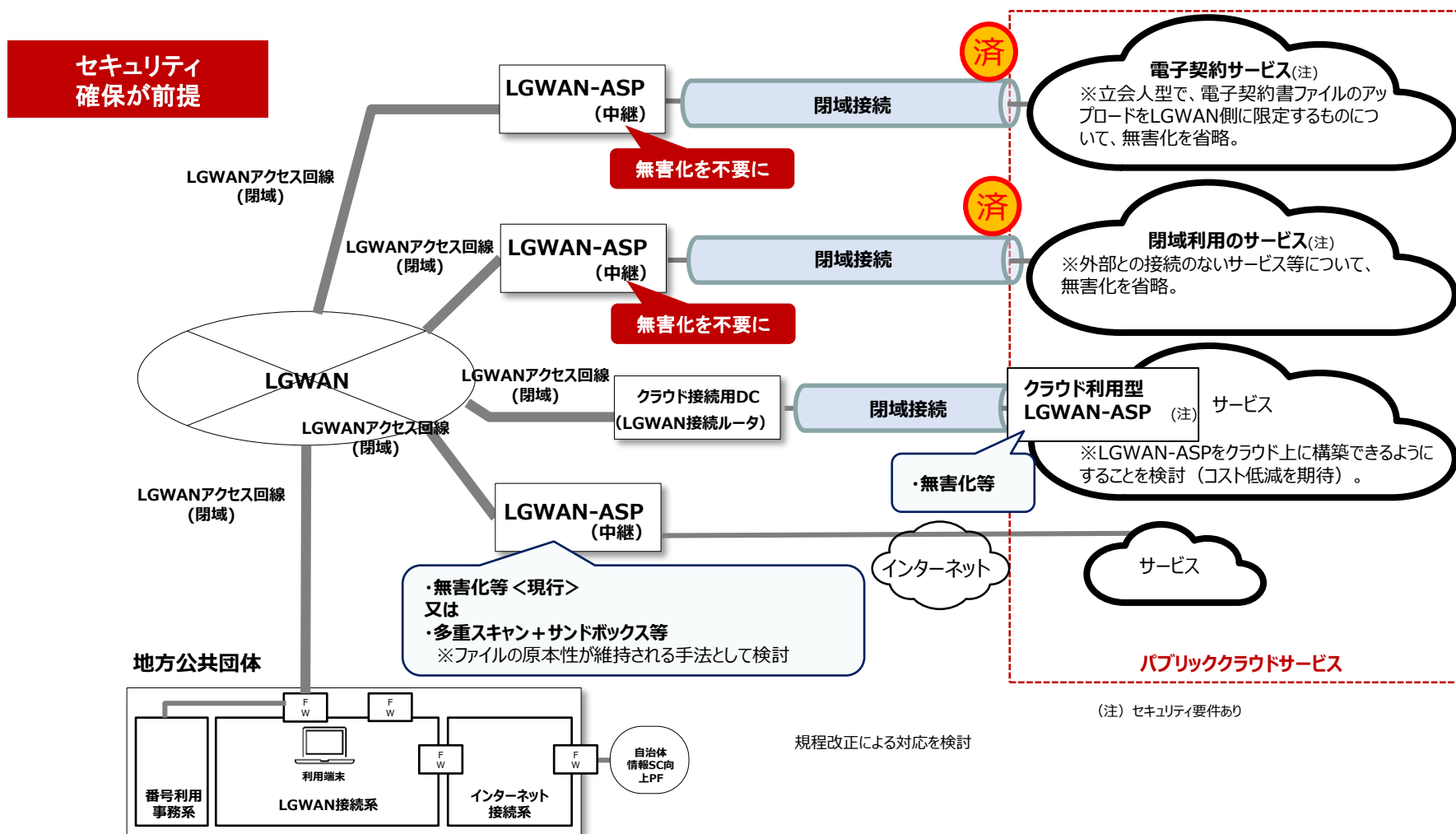
- ・ガバメントクラウドへ接続するアクセス回線や接続機器（ルータ）を追加調達する手間がなくなる。
- ・ガバメントクラウドへ接続する回線について、仕様（二重化設計等）の検討を行う手間がなくなる。
- ・ガバメントクラウドの利用開始後、接続回線や庁内に設置する接続機器（ルータ）を監視する必要がなくなる。

■ スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第五次LGWAN		設計・構築	運用	
第四次LGWAN	運用	移行		

パブリッククラウド上のサービス(LGWAN-ASP)利用(利便性向上施策)

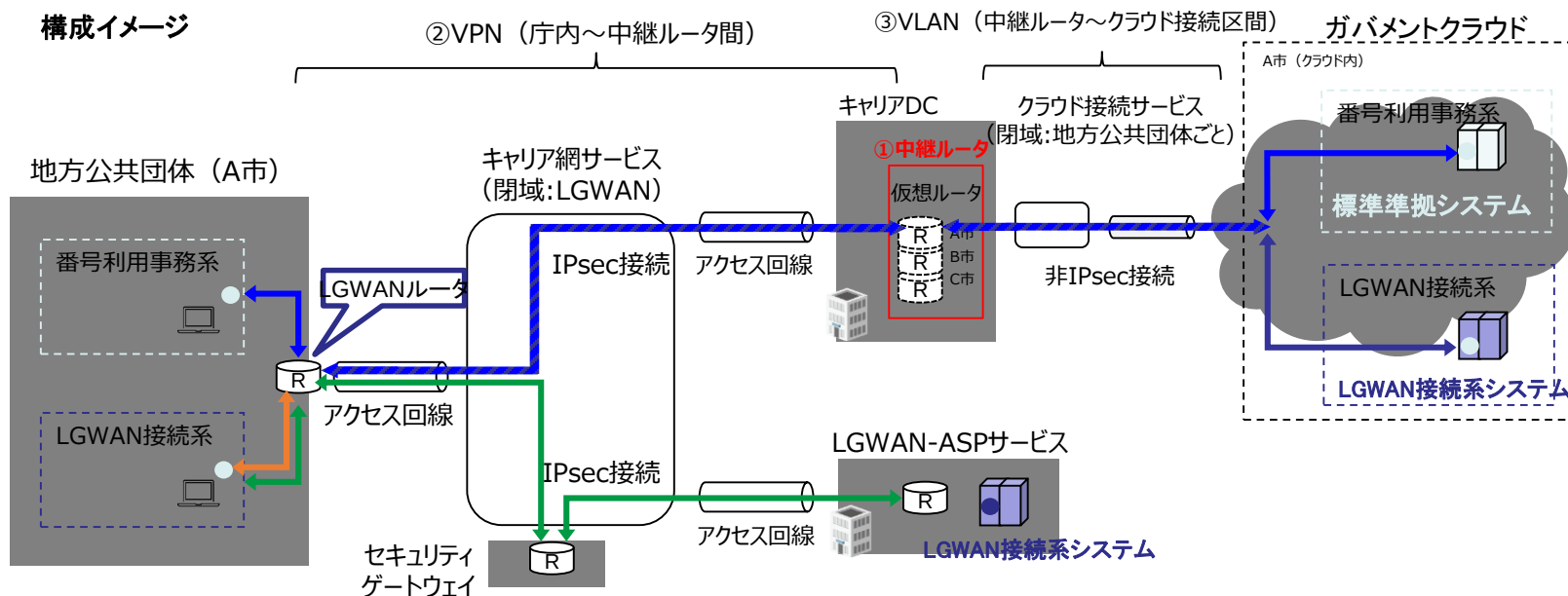
LGWANの利便性向上施策として、パブリッククラウド上のサービスの利用が容易にできるよう、LGWAN-ASPに関する規程の見直しを行う。



LGWANを活用したガバメントクラウド接続の仕組み

- ガバメントクラウド利用通信について、当機構が ①中継ルータ を設置し、各地方公共団体庁内～中継ルータ間は ②VPN 、中継ルータ～クラウド接続区間は ③VLAN で接続(地方公共団体ごとの仮想回線)。
- 中継ルータでは、複数の団体でグローバルIPアドレスを共用して効率的に接続。地方公共団体庁内～中継ルータ間はグローバルIPアドレスで、中継ルータ～ガバメントクラウド上のシステム間はプライベートIPアドレスで通信。

構成イメージ



凡例

- 標準準拠システム(番号利用事務系)利用通信
- LGWAN接続系システム利用通信
- 標準準拠システム利用通信/LGWAN接続系システム利用通信 (同一の仮想回線を利用)
- 従来のLGWAN通信
- プライベートIPアドレス
- グローバルIPアドレス (JPNICから当機構(LGWAN)へ割り当済み)

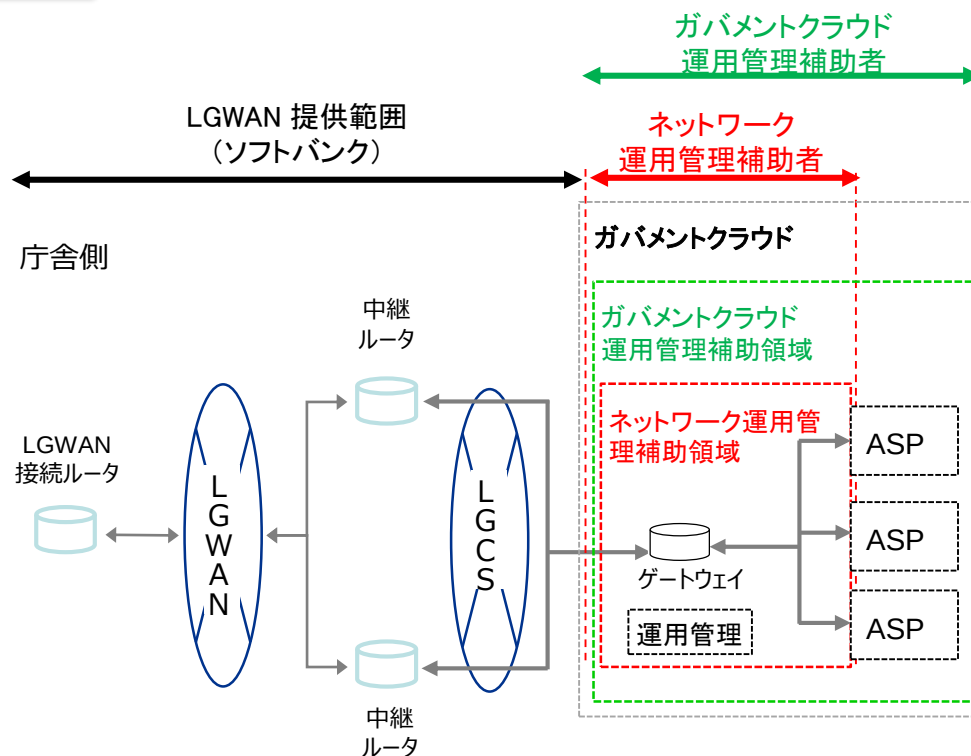
ガバメントクラウド運用管理補助者等の候補企業のご紹介

LGCS利用団体の運用管理補助者の選定を支援するため、**ガバメントクラウド運用管理補助者・ネットワーク運用管理補助者の候補となる企業をご紹介します。**

- LGCS利用団体に対してガバメントクラウド運用管理補助やネットワーク運用管理補助業務を提供する企業（以下「協力企業」という）のリスト※をLGWAN接続団体へ提供を開始しました。
- LGCS利用団体は、企業リストを参考にしてガバメントクラウド運用管理補助やネットワーク運用管理補助業務の委託に必要な見積依頼や問合せができます。
- 希望に応じて、協力企業へ団体の情報をお伝えすることも可能です。（企業側からの積極的な提案が欲しい場合 等）
- 詳細は、5月10日発出の通知文（地情機第3529号）及びLGWANポータルサイトにてご確認ください。

※ LGCSを利用する団体において、企業リストに記載の無い企業を運用管理補助者として選定いただいても問題ありません。（企業リストはLGCS利用団体における運用管理補助の委託先事業者を限定するものではありません。）

構成イメージ図

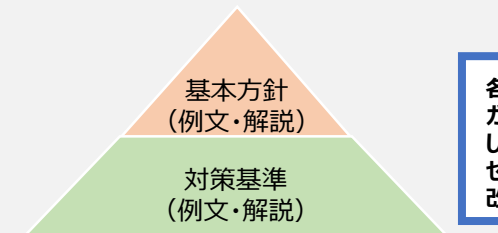


「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の概要

総務省における地方公共団体の情報セキュリティ対策に対する支援

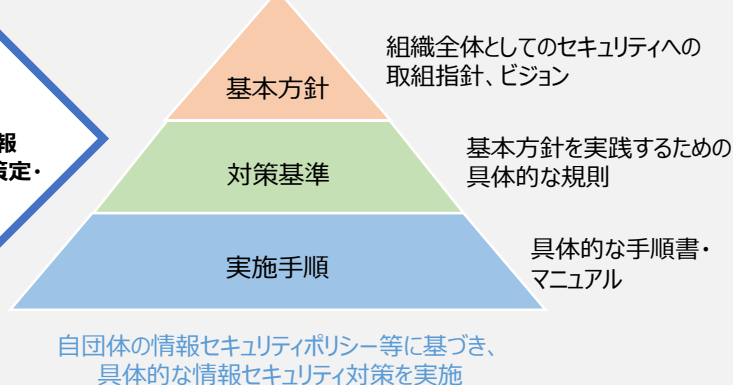
総務省は、地方公共団体の情報セキュリティ対策を支援するため、平成13年に情報セキュリティ対策の指針として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、技術的助言を行っている。その後も、政府機関等における情報セキュリティ対策の動向や地方公共団体のデジタル化の動向等を踏まえながら適宜ガイドラインの改定を実施

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン



政府機関等における情報セキュリティ対策や
地方公共団体におけるデジタル化の動向を踏まえ、
ガイドラインの適宜改定を実施

各地方公共団体で定める 情報セキュリティポリシー等



各地方公共団体は、
ガイドラインを参考に
しながら、自団体の情報
セキュリティポリシーを策定・
改定

(参考) 直近のガイドライン改定

改定時期	主な改定内容・理由
平成30年9月	平成27年の日本年金機構における情報流出事案を受け、総務省から地方公共団体へ要請を行った「三層の対策」等の情報セキュリティの抜本的強化策の内容を反映
令和2年12月	「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、セキュリティの確保と効率性・利便性向上の両立の観点から、情報セキュリティ対策の見直しを実施し、その内容を反映
令和4年3月	令和3年7月の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定や地方公共団体のデジタル化の動向を踏まえた内容を反映
令和5年3月	地方公共団体情報システム標準化の動向を踏まえ、標準準拠システム等のクラウドサービス利用に関する情報セキュリティ対策の内容を反映

- ✓ 今年度は以下の項目について議論し、方向性が固まった**LGWAN接続系のローカルブレイクアウト（α'モデル）と、令和5年度NISC政府統一基準群改定に関する対応**について、早期に自治体の事務に資する観点から、**中間報告としてとりまとめる**。
- ✓ 残りの検討項目については、来年度も継続して議論。

検討項目

LGWAN接続系のローカルブレイクアウト（α'モデル）の検討 / β'モデル 移行のための支援方策の検討

令和5年度NISC政府統一基準群改定に関する対応

ガイドライン上の機密性分類と政府機関の機密性分類の考え方の違いや具体例の追記

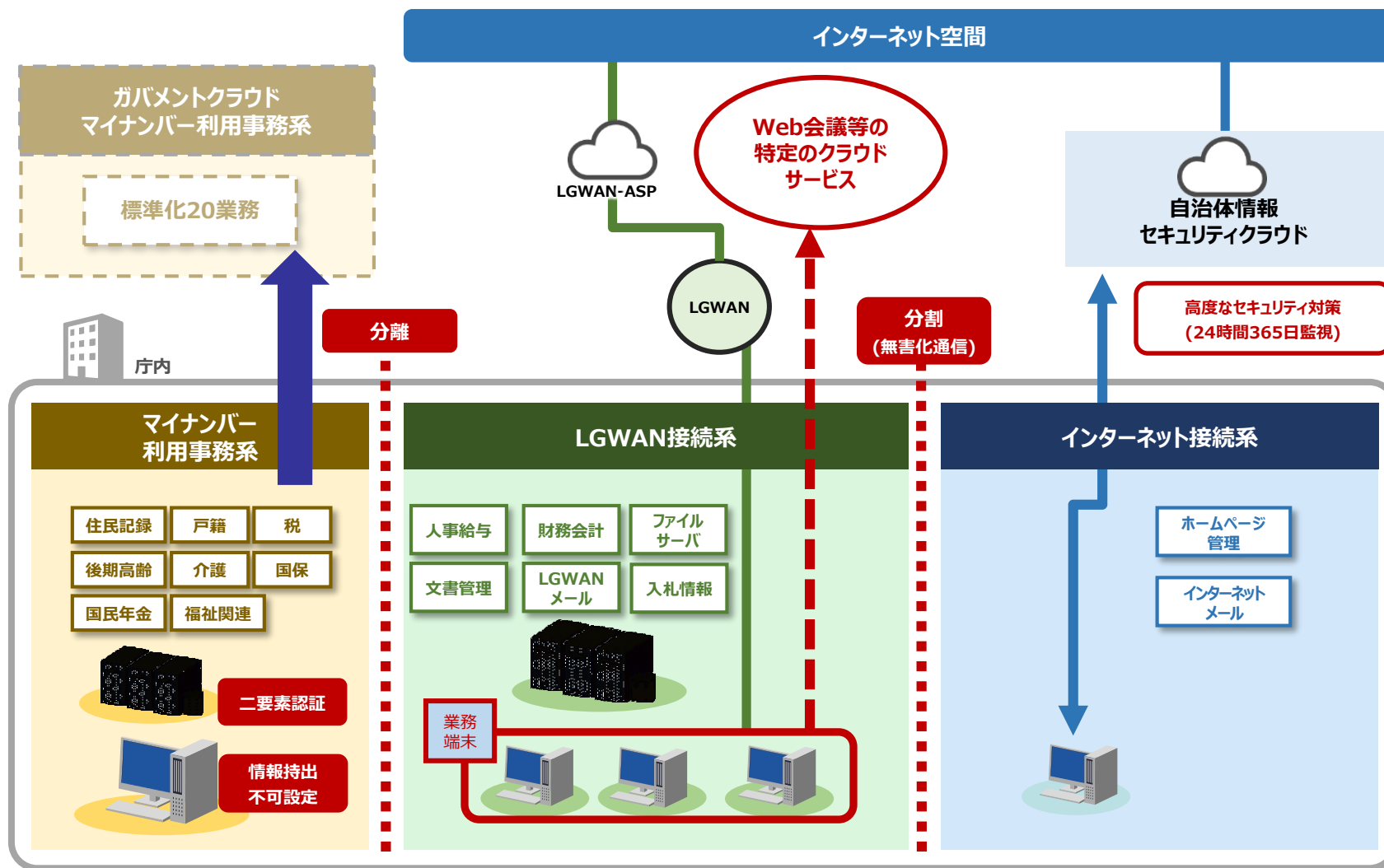
情報システムの品質管理の推進に関する対応

マイナンバー利用事務系と他の領域との画面転送要件の検討

- ✓ Web会議等の目的で、業務端末からインターネット経由で、特定のクラウドサービスを安全に利用するための対策（アクセス制御等）をα'モデルとして規定。
- ✓ β'移行の事例や移行にあたっての工夫を横展開することで、β'モデルへの移行を推進する。
- ✓ 政府統一基準の改定内容に沿って、業務委託の際に委託先に実施を求める対策の具体化、外部委託に関する分類の見直し等を実施。

α'モデルについて ～LGWAN接続系からローカルブレイクアウト～

- LGWAN接続系から外部のクラウドサービスに接続（ローカルブレイクアウト）するための、必要なセキュリティ対策をガイドライン上で規定する。
- α'モデルのリスク評価を行い、評価結果を踏まえてガイドラインに必要なセキュリティ対策を規定する。



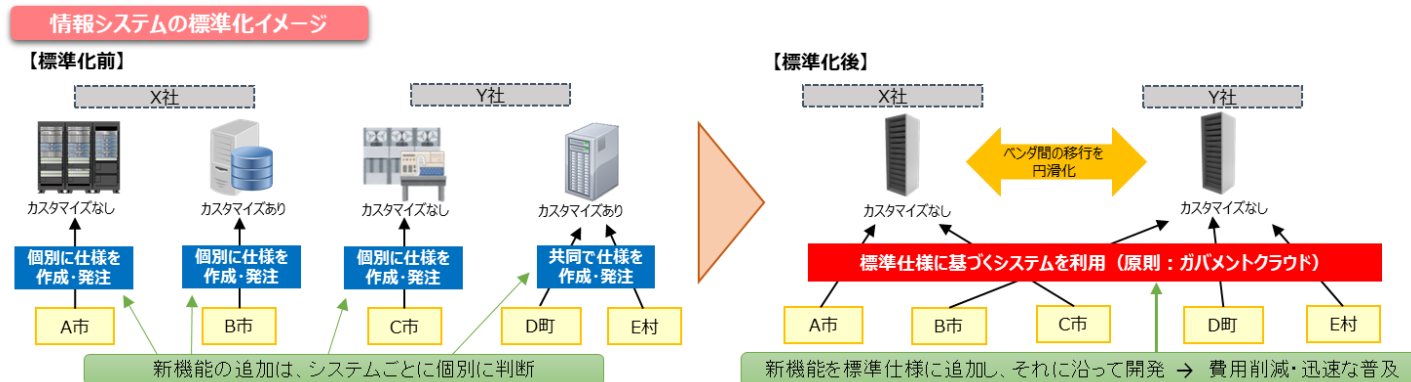
自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

標準化・共通化の取組概要

- 自治体情報システムについて、原則、令和7年度（2025年度）末までに、標準準拠システムへの移行を目指す。

→（令和3年5月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定）

- ・維持管理や制度改正対応等に係る**人的・財政的負担の軽減**。
- ・地域の実情に即した**住民サービスの向上**、新たな行政サービスの**迅速な全国展開等の実現**。



移行経費への財政支援の経緯

- 令和4年1月に20業務（※）を標準化対象事務と位置づけ。

※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

- 令和4年度末までに、各業務の標準仕様書が作成されるなど、事業者が標準準拠システムの開発環境を整備。
- 一方で、全国の自治体からは、**財政支援の拡充について要望等**があったところ。

令和5年度補正予算計上額 5,163億円（補正後：6,988億円）

これまでの予算額：1,825億円（うちR2第3次補正予算：1,509億円、R3第1次補正予算：317億円）※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

- 全国の地方公共団体への経費調査の結果を精査した上で、**全国の自治体が円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行**することができるよう、**所要の額を令和5年度補正予算に計上**。令和6年3月に**上限額を各自治体に提示済み**。

デジタル基盤改革支援補助金の上限額の設定

上限額等の設定に向けた統計分析

- 全団体の移行経費に係る調査結果をベースに、統計学の専門家のレビューを受けながら、以下の項目を踏まえた統計分析を行い、項目ごとの標準単価を算出する。団体ごとに標準単価を積上げた額（推計値）を踏まえ、上限額等を設定する。

既存項目

〔・ 人口

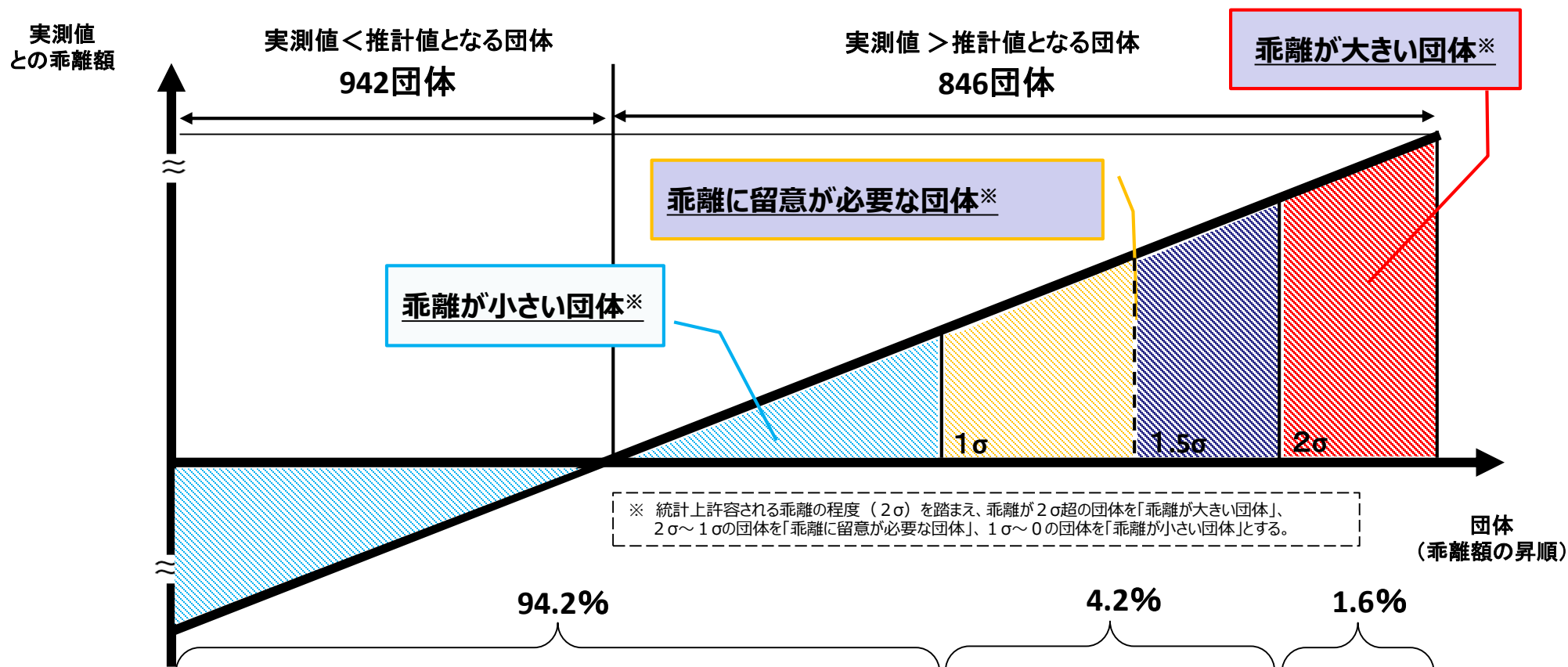
追加項目

- 〔・ 団体区分（都道府県、指定都市、特別区、中核市、一般市、町村）
・ 現行システムの状況※1（ノンカスタマイズ、カスタマイズ、個別開発）
・ 現行システムの類型※2（オンプレミス、単独クラウド、自治体クラウド）

※1 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査から抽出（令和5年4月時点）

※2 PMOツール団体カルテから抽出（令和5年11月16日時点）

上限額の設定と分析結果を踏まえた精査



乖離の程度	実測値 < 推計値	小さい	留意が必要		大きい
団体数	942団体	743団体	55団体	20団体	28団体
上限額・上限額(仮)	実測値を上限額とする。		実測値の 95% を上限額(仮) とする。	実測値の 90% を上限額 (仮)とする。	実測値の 90%以下 ※推計値+統計 上の許容値を上 限額(仮)とする。